

宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する規則

宮崎市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則(昭和47年規則第24号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例(平成5年条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

(廃棄物減量等推進審議会)

第3条 宮崎市廃棄物減量等推進審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会長は、条例第10条第2項の出席委員には含まない。

(生活系廃棄物の届出)

第4条 占有者等は、自ら処分しない生活系廃棄物があるときは、生活系ごみ処理届(様式第1号)又は生活系し尿処理届(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定によりし尿処理に係る届出をした者は、当該届出に係る事項に変更が生じたときは、生活系し尿処理変更届(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(生活系廃棄物を保管する容器の基準等)

第5条 条例第17条第3項の生活系廃棄物を保管する容器の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活系廃棄物の保管、容器の移動及び設置の際に安定性のあること。
- (2) ふたにより密閉でき、及び容器が倒れたときにふたの取れないものであること。
- (3) 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、及び耐久性を有するものであること。

2 生活系廃棄物を持ち出す場合の袋の基準は、次のとおりとする。

- (1) 耐水性があり、丈夫なものであること。
- (2) 内容物が識別できる程度の透明度を有すること。

3 生活系廃棄物を持ち出す場所の基準は、市長が別に定める。

(資源物の収集又は運搬の禁止命令)

第6条 条例第17条の3第3項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書(様式第4号)により行うものとする。

(排出禁止物)

第7条 条例第18条の規定による排出してはならないものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、収集のために適正な処理がされている場合は、この限りでない。

- (1) 条例第18条第1項第1号に掲げる物 果物ナイフ、包丁その他これらに類するもの
 - (2) 条例第18条第1項第2号に掲げる物 ガソリン、灯油その他これらに類するもの及びそれらの入っていた容器
 - (3) 条例第18条第1項第3号に掲げる物 農薬、塗料その他これらに類するもの及びそれらの入っていた容器
- (リサイクル推進物の指定)

第7条の2 条例第18条の2第1項の規定により、リサイクル推進物として、パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。)を指定する。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第8条 条例第21条の規定による生活系廃棄物の処分に支障がないと認めるときの事業系一般廃棄物の受入基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の区域内において発生した事業系一般廃棄物であって次のいずれにも該当しないこと。

- イ 動物のふん尿
- ロ 動物(犬及び猫を除く。)の死体
- ハ 特別管理一般廃棄物
- ニ 有害性物質を含む物
- ホ 危険性のある物

- へ 引火性のある物
 - ト 爆発性のある物
 - チ 液状の物
 - リ 粉末状又は顆粒状で飛散するおそれのある物
 - ヌ 焼却施設にあっては、焼却に適さない物
 - ル 埋立処分場にあつては、著しい悪臭又は刺激臭を発する物
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、市長の指定する処理施設の適正な管理運営に支障を来すおそれのある物
- (2) 事業系一般廃棄物の運搬に当たって、事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長の指定する処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める事項に適合していること。

第9条 削除

(事業系廃棄物の届出)

第10条 事業者は、市に事業系廃棄物(し尿に限る。)の処理を依頼しようとするときは、事業系し尿処理届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更が生じたときは、事業系し尿処理変更届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置の基準)

第11条 条例第22条の規定により事業系一般廃棄物の保管場所を設置するときは、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 悪臭の発生の防止等、生活環境上の保全措置がとられていること。
- (4) 保管容器の構造は、運搬車への事業系一般廃棄物の積み替えが容易なものであること。

(事業用大規模建築物)

第12条 条例第2条第2項第8号の市長が定める大規模な建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上である建築物
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(減量計画等の提出)

第12条の2 条例第23条の2の規定による減量に関する計画及び実績の提出は、事業系一般廃棄物減量計画書(様式第7号)により行わなければならない。

2 前項に規定する計画書は、年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)ごとに作成し、その年度の5月31日までに提出しなければならない。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第12条の3 条例第23条の4の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 廃棄物管理責任者は、その選任に係る事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者でなければならない。

3 条例第23条の4の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、選任し、又は変更した日から14日以内に、廃棄物管理責任者選任・変更届(様式第7号の2)により行わなければならない。

(勧告)

第12条の4 条例第23条の5及び第25条第4項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(公表)

第12条の5 条例第23条の6の規定により公表する事項は、事業用大規模建築物の名称、所在地及び所有者等の氏名、公表の理由その他必要な事項とする。

(動物の死体の届出)

第13条 条例第24条の規定による届出は、動物死体届(様式第8号)により行わなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第14条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第9号)に、次に掲げる書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 身分証明書(個人の場合に限る。)
- (3) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者にあつては、その行為能力を証明する書類
- (4) 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- (5) 印鑑証明書
- (6) 運搬先を証明できる書類
- (7) 運搬車の車庫、積替場、けい船場等の配置図、設計図(積替場に限る。)、写真及び付近の見取図
- (8) 事務所、車庫等の所有を証明する書類(借用する場合には、その契約書の写し)及び事務所の案内図
- (9) 自動車検査証の写し(運搬船にあつては、船舶検査証書の写し及び廃棄物排出船登録済証の写し)
- (10) 従業員名簿
- (11) 事業資金及びその調達方法を記載した書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可更新申請書(様式第10号)に、前項各号に掲げる書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。

3 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(様式第11号)に、次に掲げる書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 身分証明書(個人の場合に限る。)
- (3) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者にあつては、その行為能力を証明する書類
- (4) 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- (5) 印鑑証明書
- (6) 最終処分場以外の処分にあつては、処分先を証明できる書類
- (7) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、写真、付近の見取図及び案内図(最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面を含む。)
- (8) 事務所、一般廃棄物処理施設等の所有を証明する書類(借用する場合には、その契約書の写し)及び事務所の案内図
- (9) 従業員名簿
- (10) 事業資金及びその調達方法を記載した書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

4 法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可更新申請書(様式第12号)に、前項各号に掲げる書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。

5 一般廃棄物収集運搬業者は、法第7条の2第1項の規定に基づき次に掲げる事項の変更の許可を受けようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書(様式第13号)に、第1項各号に掲げる書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (2) 収集又は運搬の区別

6 一般廃棄物処分業者は、法第7条の2第1項の規定に基づき次に掲げる事項の変更の許可を受けようとするときは、一般廃棄物処分業変更許可申請書(様式第14号)に、第3項各号に掲げる書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (2) 最終処分場における処分又は最終処分場以外における処分の区別
- (3) 処分の方法
(許可証)

第15条 市長は、法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第15号)を交付する。

2 市長は、法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可をしたとき、法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(様式第16号)を交付する。

(許可証の再交付申請)

第16条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに許可証再交付申請書(様式第17号)により市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証の返納)

第17条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に許可証を返納しなければならない。

- (1) その業の許可を取り消されたとき。
- (2) その業の全部又は一部を廃止したとき。
- (3) 許可証の有効期間が満了したとき。
- (4) 許可証を毀損したとき。
- (5) 事業の範囲の変更の許可を受けたとき。

(変更の承認の申請)

第18条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業変更承認申請書(様式第18号)に、当該変更内容を証明できる書類を添付して、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 継続的な作業場所及び運搬先
- (2) 運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量

2 一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処分業変更承認申請書(様式第19号)に当該変更内容を証明できる書類を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 最終処分場以外における処分の場合の処分先
- (2) 一般廃棄物の処理施設の種類、数量、設置場所及び処理能力(当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量をいう。)

3 市長は、前2項の規定により承認をしたときは、変更承認書(様式第20号)を交付する。

(変更届)

第19条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項(一般廃棄物処分業者にあつては、第5号を除く。)を変更したときは、当該変更した日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬業変更届(様式第21号)又は一般廃棄物処分業変更届(様式第22号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 主たる事務所以外の事務所、事業場の名称及び所在地
- (3) 作業計画
- (4) 従業員の数
- (5) 運搬車の倉庫等の名称及び所在地

(業の休止及び廃止届)

第20条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする者は、当該休止又は廃止の日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬業・一般廃棄物処分業の休止・廃止届(様式第23号)により、市長に届け出なければならない。

(事業の停止命令等)

第21条 市長は、法第7条の3の規定により一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に対し、事業の停止を命ずるときは、事業停止命令書(様式第24号)により行うものとする。

2 市長は、法第7条の4の規定により一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者に対し、許可の取消しをするときは、許可取消書(様式第24号の2)により行うものとする。

(実績報告)

第22条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、法第18条の規定により、毎年1回、一般廃棄物の処理に関する実績を一般廃棄物処理実績報告書(様式第25号)により市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物再生輸送業等の指定申請)

第23条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号の指定を受けようとする者は、一般廃棄物再生輸送業指定申請書(様式第26号)に、次に掲げる書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、市長が別に指定する者については、添付する書類及び図面を省略することができる。

- (1) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 印鑑証明書
- (3) 取引関係を記載した書類
- (4) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (5) 自動車検査証の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 省令第2条の3第2号の指定を受けようとする者は、一般廃棄物再生活用業指定申請書(様式第27号)に、次に掲げる書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、市長が別に指定する者については、添付する書類及び図面を省略することができる。

- (1) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 印鑑証明書
- (3) 取引関係を記載した書類
- (4) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (5) 再生活用のための施設の平面図、構造図及び再生工程図
- (6) 再生活用により生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
(指定の基準)

第24条 省令第2条第2号の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 再生活用を業として行う者が自ら再生輸送を行い、又は再生活用を業として行う者の委託に基づく再生輸送を行うこと。
- (2) 再生輸送を確実に遂行するための施設、人員等を備えていること。
- (3) 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。

2 省令第2条の3第2号の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物を無償で引き取ること。
- (2) 再生活用を確実に遂行するための施設、人員等を備えていること。
- (3) 引き取られた一般廃棄物はすべて再生活用の用に供されること。
- (4) 一般廃棄物を排出する者との取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- (5) 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- (6) 再生活用において生ずる廃棄物の処理を的確に遂行できること。
(指定)

第25条 市長は、第23条第1項の規定による申請が前条第1項に規定する基準に適合していると認めるときは、一般廃棄物再生輸送業の指定を行うものとする。

2 市長は、第23条第2項の規定による申請が前条第2項に規定する基準に適合していると認めるときは、一般廃棄物再生活用業の指定を行うものとする。

3 前2項に規定する指定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定により指定をしたときは一般廃棄物再生輸送業指定証(様式第28号)を、第2項の規定により指定をしたときは一般廃棄物再生活用業指定証(様式第29号)を交付する。

(業の変更の指定申請)

第26条 前条第1項の規定により指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生輸送業者」という。)が、取り扱う一般廃棄物の種類を変更しようとするときは、一般廃棄物再生輸送業変更指定申請書(様式第30号)に、第23条第1項各号に掲げる書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、申請することを要しない。

2 第24条第1項の規定は、前項の申請について準用する。

3 前条第2項の規定により指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生活用業者」という。)が、取り扱う一般廃棄物の種類又は再生活用の方法を変更しようとするときは、一般廃棄物再生活用業変更指定申請書(様式第31号)に、第23条第2項各号に掲げる

書類及び図面を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、申請することを要しない。

4 第24条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(変更届)

第27条 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、次に掲げる事項(一般廃棄物再生活用業者にあつては、第4号を除く。)を変更したときは、当該変更した日から10日以内に、一般廃棄物再生輸送業者等変更届(様式第32号)により、市長に届け出なければならない。

(1) 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 再生活用の目的

(3) 取引関係

(4) 運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量又は運搬車の車庫等の名称及び所在地

(5) 主たる事務所以外の事務所、事業場の名称及び所在地

(6) 従業員の数

(業の休止及び廃止届)

第28条 一般廃棄物再生輸送業又は一般廃棄物再生活用業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする者は、当該休止又は廃止の日から10日以内に、一般廃棄物再生輸送業・一般廃棄物再生活用業の休止・廃止届(様式第33号)により、市長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第29条 市長は、一般廃棄物再生輸送業者が第24条第1項に規定する基準に該当しないと認めるとき、又は一般廃棄物再生活用業者が同条第2項に規定する基準に該当しないと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 前項に規定する指定の取消しは、指定取消書(様式第34号)により行うものとする。

(有効期間の延長)

第30条 一般廃棄物再生輸送業者及び一般廃棄物再生活用業者は、指定証の有効期間の延長を申請しようとするときは、指定証有効期間延長申請書(様式第35号)により市長に申請しなければならない。

(指定証の再交付申請)

第31条 一般廃棄物再生輸送業者及び一般廃棄物再生活用業者は、指定証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに指定証再交付申請書(様式第36号)により市長に届け出て、指定証の再交付を受けなければならない。